住宅宿泊事業者の皆様

【重要】定期報告デジタル化のお知らせ

2か月に1回報告が必要な苦情件数と宿泊実績の定期報告について、デジタル化を推進するため、電子システムによる報告を進めていきます。

令和９年４、５月分（同年６月１５日報告〆切）の定期報告からは、原則として、苦情報告フォーム及び民泊制度運営システムによる報告のみ受け付けます。
順次、電子システムによる報告への移行をお願いいたします

報告の方法・流れ

※詳細は裏面参照　　**※０件でも報告が必要です**

STEP 1 苦情に関する報告

【苦情報告フォーム（京都市）】←NEW！

報告フォームはこちらから

**京都市情報館（ホームページ）から
フォームへアクセスし、苦情件数と内容を報告する。**

京都市　住宅宿泊事業の定期報告　サイト内検索

**※苦情報告後、
民泊制度運営システムへ移動**

STEP 2 宿泊実績に関する報告

【民泊制度運営システム（国）】

システムへアクセスし、宿泊実績を報告する。

初回システム利用時はID作成等の事前準備が必要です

① ID作成（国システム）
② 本市へのID登録（様式の提出）
↓ 市での紐づけ作業
③ ID登録完了

詳細は裏面参照

未報告に対する措置

報告を怠った場合や虚偽報告した場合は、右記の措置が講じられることがあります

- **事業の業務停止命令**
- **公表**
- **過料（5万円）**

1 苦情報告フォーム

1.京都市情報館（ホームページ）

「住宅宿泊事業の
定期報告について」

ページ番号：290080

「苦情報告フォーム」
を選択し、アクセスする



2.苦情報告フォーム

「新規登録またはログインして申請」又は「ログインせずに申請」を選択してください

→ 「利用規約に同意する」をチェックし、申請に進んでください

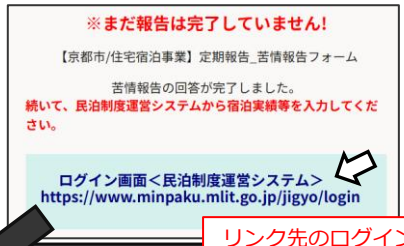
→ 「申請者情報」（氏名、連絡先）を入力してください

→ 「年度」「報告月」「施設情報」を入力してください →

ログインしない場合：メールアドレスのみ必要

「苦情の有無」（ありの場合、件数、詳細を入力してください）

→ 回答



複数施設を管理している事業者様に対して指定のExcelファイル添付で一括報告することも可能です

リンク先のログイン画面から
民泊制度運営システムへ
アクセスしてください

2 民泊制度運営システム

1.ログイン画面



初めての方

民泊制度運営システム
にログインしてください

2.新規アカウントの作成



必要項目を入力してください。区分は、「**住宅宿泊事業者**」を選択してください

3.京都市へ利用申込書を提出



【利用申込書】
届出番号(第M2600…号)
と届出事業者名、
ユーザー名を記載し、
本人確認書類を添付し
紙またはメールで
京都市へ提出してください

京都市で紐づけ作業を行います
完了後、完了メールを送付いたします

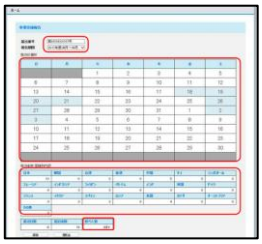
初回利用時のみ、アカウント作成と京都市への書類の提出が必要です

4.入力フォーム



「事業実績一覧」から
「ホーム」→「事業実績一覧」
→「新規事業実績」ボタン

5.宿泊実績等の報告



「届出番号」
「報告月」
「宿泊日」（選択）
「国籍別内訳」
「宿泊日数」
「宿泊者数」
「延べ人数」※
を入力し保存してください

※ 各日の全宿泊者数を該当期間で足し合わせた数のこと
（例）3人が2泊3日で利用した場合 → 3人×2泊＝6人

報告は以上で完了です

問合せ先詳細

★京都市医療衛生センター 宿泊施設適正化担当
電話：075-585-5653　メール：plb@city.kyoto.lg.jp
★民泊制度運営システムに関する問合せ先
民泊制度コールセンター（電話 0570-041-389）